

平成 2 1 年 6 月 川 口 市 議 会 定 例 会

# 市 長 の 所 信 と 報 告

川 口 市

本日、6月市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変ご多用の中、ご健勝にてご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、お許しをいただき、所信と市政に関するご報告を申し述べたいと存じます。

このたび私は、市民の皆さんのご支持を賜り、第25代川口市長に就任させていただきました。未曾有とも言われる経済不況にあつて、市政を取り巻く厳しい状況は、今後ともしばらく続くものと存じますが、力強いご支援をいただきました市民、並びに議員の皆様の期待に応えるべく、全力を傾注して参る所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、世界的な景気後退が続く中、深刻な経済の現状を裏付ける経済統計が続けて公表されております。4月にIMF（国際通貨基金）が発表した最新の世界経済見通しによりますと、2009年の世界経済の実質成長率は、戦後最低水準となるマイナス1.3%に落ち込むものと予測しており、この数値は、同基金が前回1月に発表した予測値をさらに、1.8ポイント下方修正したものであります。また、これと連動するように、4月末に日本政府は、昨年12月に実質ゼロ成長と予測していた2009年度の政府経済見通しを、その後の世界的な景気悪化を踏まえ、過去最悪のマイナス3.3%へと大幅に下方修正をいたしました。さらに、日本政策金融公庫がまとめた4月の中小企業景況調査によりますと、企業の売り上げ増加から減少を差し引いた割合が、マイナス23.2となり、22ヵ月連続してマイナスを記録したとのことであります。5月になり、政府の月例経済報告が、「悪化のテンポが緩やかになっている。」として、3年3ヵ月ぶりに景気

判断を上方修正するなど、先行きに一部明るい兆しも見えてきたところではありますが、依然として景気の現状は厳しいものがあり、市内経営者の皆さんからも、想定を上回るスピードでの受注の減少等から、異口同音に、企業の先行きに対する不安の声が寄せられているところであります。

私は、こうした非常に厳しい時であるからこそ、先の選挙戦においても、「中小企業の経営の安定と市民生活の安定」を第一に講じるべき課題に掲げ、確かな政策の実行を訴えて参りました。加えて、保健・福祉・医療、教育、環境、そして均衡ある発展を図る都市基盤の整備等々、課題は山積しています。市長就任以来の基本理念である「人づくりなくして郷土づくりなし」「産業の振興なくして街の前進なし」のもと、「人づくり」「産業づくり」「暮らしづくり」「まちづくり」「手づくり」の視点で、ふるさと川口の発展を目指し、引き続き全力を尽くして参る決意であります。

それでは、市政に関し、数点ご報告を申し上げます。

第1点は、第4次川口市総合計画の策定についてであります。

第4次川口市総合計画につきましては、昨年、総合計画審議会において、本市の都市づくりのビジョンである基本構想案の審議を重ね、10月までに一通り審議を終了いたしました。

この基本構想案では、将来都市像の実現に向けた不断の取り組みは、なお必要であることなどから、将来都市像を「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化 都市 川口」とし、第3次総合計画を踏襲することとしております。また、計画期間につきましては、現行の10年間を平成22年4月から平成34年3月までの12年間とし、この基本構想を実現するために必要な施策を定める基本計画に

つきましても、同じく12年間としておりますが、今後の社会情勢に柔軟に対応できるよう、平成22年4月から平成28年3月までの6年間を前期基本計画、その後の6年間を後期基本計画としております。

現在、庁内では、前期基本計画の原案作成に取り組んでいるところでありますが、策定に当たりましては、「市民にわかりやすい計画」、「予算と評価を関連付けた計画」、「成果がわかる計画」の3点を基本方針に、基本構想案に掲げた将来都市像実現のため必要な施策を体系的に定め、目指すべきまちの姿やこれを実現するための具体的施策等々、計画内容が市民の皆さんにとってわかりやすいものとなるよう配慮し、作業を進めております。

また、すでに総合計画審議会にて審議を経ております基本構想案につきましても、昨年12月に市民意識調査を実施したことから、その調査結果を更新する必要があること、さらには、本年4月1日施行の「川口市自治基本条例」との整合性を図ることなどから、基本構想案の一部修正が必要となっているところであります。

今後は、基本構想の修正案とこれに基づく前期基本計画案について総合計画審議会においてご審議をいただき、審議会の答申を仰いだ後、基本構想案につきましても、地方自治法の規定により議会にお諮りして参りたいと存じます。ご案内のとおり今の時代は、社会経済情勢の変化が激しく、不確実な要因もあり、確固たる将来計画を描くことはなかなか難しい面もありますが、「計画なくしてまちづくりなし」でありますので、市民の皆さんのご意見をお伺いしながら、第4次川口市総合計画として策定して参りたいと存じます。

第2点は、定額給付金についてであります。

定額給付金は、世界的な金融危機に伴う景気悪化に対応する国の経済対策として、市民の皆さんの生活支援を行うとともに、広く給付することにより地域の経済活性化に資することを目的に実施されたものであります。

現下の厳しい経済状況を勘案しますと、この給付金の給付に当たっては、市民の皆さんにできるだけ早くお配りし、使っていただくことが肝要でありますので、本市では、早急に準備体制を整え、3月19日から約23万世帯に申請書を送付するとともに、全国の人口20万人以上の都市では一番早く、3月26日から給付を開始したところであります。

定額給付金の給付状況であります。5月末現在、対象世帯数の約87%、20万世帯、人数にして約92%、47万人の市民の皆さんに総額約70億円を給付いたしました。

景気が後退する中、この給付金が市民の皆さんの生活支援の一助となり、また、この給付金を受け取られた方が市内でお使いいただくことで、本市経済の活性化にもつながっていくものと期待しているところであります。

なお、定額給付金は世帯主に対して、その世帯に属する家族全員分が給付されるため、ドメスティックバイオレンスいわゆるDV被害者、例えば、世帯主である夫の暴力を避けて別居中の妻がこの給付金を受け取れないことが問題となっているところであります。そこで本市では、福祉・生活支援の観点から、被害者を救済すべく、DV被害者や被害者の子供たちに対しても、市独自に定額給付金と同額の「川口市生活支援特別給付金」を支給することとした次第であります。

第3点は、妊婦一般健康診査についてであります。

妊娠中の疾病や異常を早期に発見し、安全な出産を迎えるために、妊婦一般健

康診査を受診することは、極めて大切なことでもあります。

本市では、昨年度から、それまで2回であった妊婦一般健康診査の公費負担を5回に拡充いたしました。その後、国では、全妊娠期間において受診することが望ましいとされる14回まで公費負担を行う方針を打ち出し、拡充する9回分については、平成22年度までの期限を設けて、市町村に対する財政支援措置を講じたところであります。

この妊婦一般健康診査は、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減のみならず、最重要課題ともいえる少子化対策として不可欠な施策でありますので、本市では、本年4月から、妊婦一般健康診査の公費負担をさらに14回に増やすとともに、これまで35歳以上の妊婦を対象に、1回に限り公費負担を行っていた超音波検査につきましても、全ての妊婦を対象に、4回の公費負担が受けられるよう制度の拡充を図りました。

しかしながら、このたびの国の財政支援は平成22年度までとされていることに加え、国民の生命、健康に係る施策は、国が責任をもって制度化すべきものであるにもかかわらず、公費負担回数や内容等は各自治体の判断とされているため、居住する地域によって格差が生じていることから、去る4月13日に、私は、厚生労働省を訪れ、財政支援の継続及び国の責任と財政負担による全国的に統一された新たな公費負担の制度化を要望したところであります。

今後とも、施策の充実を通じて、市民の皆さんが安心して妊娠、出産、子育てのできる環境づくりに取り組んで参りたいと存じます。

第4点は、地球高温化対策についてであります。

はじめに、エコライフ DAY について申し上げます。

本市では、平成19年3月に策定した「川口市地球温暖化対策地域推進計画」に定める6つの重点行動計画を中心に、市民の皆さんとともに地球高温化対策に積極的に取り組んで参りましたが、そのひとつであるエコライフ DAY は、2000年のミレニアム記念「市民提案夢づくり事業」として市民団体の活動から産声をあげ、早くも今年で10年目を迎えました。

誰もができる身近な温室効果ガス削減の取り組みとして、当初、約1万7千人の参加者で始まったこのエコライフ DAY は、小、中、高等学校の児童生徒を中心に年を追うごとに市民生活に浸透し、昨年度は約7万人が参加するなど、本市の地球高温化対策の主要な取り組みへと大きく成長して参りました。

本年度は、このエコライフ DAY に加え、10周年記念事業として「チャレンジ・エコライフ」を初めて実施することといたしました。この事業は、各家庭において、8月分の電気とガスの消費量を前年の同じ月と比較してどれだけ削減できるか市民の皆さんに省エネを実践していただき、市域から排出される二酸化炭素の削減にチャレンジする取り組みであります。参加の申し込みは毎月いっぱいありますので、ぜひ1人でも多く参加され、身近な家庭生活から環境を見直すきっかけとしていただきたいと存じます。

また、このほか、エコライフ DAY にあわせた NO レジ袋推進 DAY の設定や7月7日のクールアース・デーでのイベント開催、グリーンカーテン大作戦の拡大など、各事業をそれぞれ推進して参ります。

次に、川口マイ箸プロジェクト事業について申し上げます。

本市では市民環境団体、市内事業者との協働による取り組みとして、川口マイ箸プロジェクト事業を本年4月から実施いたしました。

この事業は、市が調整役となり、造園業・建設業の皆さんから提供していただ

いた植木の剪定枝や住宅建築の際に発生する端材を、木工業の皆さんが箸に加工し、わかゆり学園で箸袋の縫製と袋詰めを行い、そして、製品となったマイ箸は、処分の際には預り金が戻るデポジット制度を採用して、市民環境団体が販売するという協働事業で、環境に配慮した地域完結型のシステムを目指すものであります。

この取り組みにより、端材などの有効利用による焼却量の削減や二酸化炭素排出ゼロを目指すカーボンオフセットによる環境活動への貢献、さらにはデポジット制度の活用等によるリサイクルの推進が図られることとなり、障害者福祉との連携なども視野に入れた、本市における循環型社会構築のモデルとして育成して参りたいと存じます。

地球高温化対策は、地球規模で考え足元から取り組まなければならない重要な課題でありますので、今後とも、様々な視点から市民の皆さんとともに、積極的に取り組んで参りたいと存じます。

第5点は、**SKIP** シティ国際Dシネマ映画祭2009についてであります。

デジタルシネマは21世紀の映画制作手法の主流になるといわれておりますが、本映画祭は、そのデジタルシネマをテーマとする映画祭としては世界に先駆け2004年3月に初めて開催され、今年で第6回を迎えることとなりました。

本年の映画祭は、**SKIP** シティの映像ホールをメイン会場として、7月10日から20日までの11日間にわたって開催する予定であり、ご来場の皆さんに、コンペティション作品や招待作品をとおしてデジタル映像の多彩な魅力をご堪能いただくとともに、国際的なイベントとしての雰囲気も味わっていただけるよう、鋭意準備を進めているところであります。

今回のコンペティションには、77の国と地域から1,004作品と、いずれも昨年を上回る応募があり、本映画祭に対する国際的な認識度、注目度の高まりを感じさせる結果となりました。

また、本年の映画祭から、国内作品にとって狭き門であった長編部門において、カテゴリーを海外作品と国内作品の2つに分けたことにより、国内作品がより多くノミネートされることになり、国内クリエイターが躍進する機会が広がることとなりました。さらに長編部門における最も優れた国内のクリエイターに対しては、SKIP シティで映像制作を行う場合に施設や機材を無償で利用できる等の特典を付与する「SKIP シティアワード」を設けることといたしました。

今後も、本映画祭が日本を代表する映画祭となり、映像クリエイターの発掘・育成及び映像関連産業の振興につながるよう、引き続き全力で取り組んで参る所存であります。

第6点は、学校教育についてであります。

はじめに、学校運営協議会について申し上げます。

学校教育に対する市民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりを進めるためには、保護者や地域の皆さんが学校運営に参画し、その意思が的確に反映されることが重要であります。

このため、学校運営協議会が制度化され、学校・家庭・地域が一体となったより良い教育の実現に向けての取り組みが全国で始められております。

学校運営協議会は、校長が作成した重要事項である教育課程の編成などについて基本的な方針を承認する権限が与えられるとともに、学校職員の人事に対して意見を述べることができ、教育委員会はその意見を尊重しなければならないとさ

れています。

本市教育委員会では、この学校運営協議会の設置に向け、市立飯仲小学校において平成19年から勉強会を立ち上げ、研究を深めて参りましたが、本年4月から埼玉県内で初めてとなる学校運営協議会を同校に設置した次第であります。4月23日には、第1回の学校運営協議会が開催され、学校経営方針、教育課程の編成、教職員の組織編成など校長が作成した基本的な方針が承認され、学校と学校運営協議会が一体となり、新たな教育活動が展開されているところであります。

次に、フィンランド教育研究事業について申し上げます。

地方分権の流れが加速する中、地方自治体においては、主体性に基づいた創意工夫による質の高い教育を提供することが求められております。本市では、これまで学校選択制などの教育改革に積極的に取り組んできたところでありますが、国際化が進む時代にあって、広く海外に目を向け、外国の教育事情を研究することも、より良い教育を目指すためのひとつの方策であります。

OECD 経済協力開発機構が3年ごとに実施している国際学習到達度調査、いわゆる PISA によりますと、ここ数年来、日本の子どもたちの学力は低下傾向にある一方で、フィンランドは、全ての分野でトップレベルの成績をおさめており、世界最高の教育水準を誇る国として諸外国からも注目されています。また、教育に関する国の規制緩和により、自治体や学校などへの権限移譲がなされたことから、各学校の特色ある教育が展開され、性別や学校、家庭環境の違いによる学力格差が最も少なく、さらに教員は修士号の取得が義務付けられるなど、フィンランド教育は優れた点を数多く備えております。

そこで、本市では、本年度から2ヵ年間、日本フィンランドセンター財団が実施する日本・フィンランド学校プロジェクトに参加し、フィンランドへの現地視

察など相互の交流を通して教育システムやカリキュラム、指導方法の違いなどを広く研究して参ることといたしました。

去る3月にはフィンランドから、3名の視察団が本市を訪れ、学校訪問や教員とのディスカッションをとおし、このたびの比較研究の対象とすべき項目や指標の洗い出しについての意見交換が行われました。

また、5月には本市から8名の視察団がフィンランドを訪問し、教員養成課程の見学、授業参観や研究協議などを行ったところであります。

今後、さらに1回ずつの相互訪問を重ね、両国の比較研究項目についてのデータを収集し、コーディネーターであるフィンランドのユヴァスキュラ大学の協力を得ながら検討を進め、来年度日本で開催される教育セミナー等において、両国合同で研究発表を行う予定であります。

これらの取り組みが、地域から信頼される学校を創り上げ、さらには本市独自の教育政策の推進につながっていくことを期待するものであります。

第7点は、バリアフリー基本構想の策定についてであります。

本市では、これまで、公共施設や鉄道駅のバリアフリー化等を促進するとともに、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、まちづくり全体を視野に入れた高齢者・障害者等の移動の妨げとなる様々な障壁を解消することを目的に、平成19年度から2カ年にわたり、「川口市バリアフリー基本構想」の策定に向け取り組んで参りました。

策定に当たりましては、多くの皆さんから様々なご意見をいただくため、市民や学識者、公共交通事業者等30名を超える委員で構成される協議会を設け、高齢者や障害者の皆さんを対象とした市民アンケート調査や、移動の妨げとなる障

壁が街なかにはどの程度あるのかを実際に体験する市民参加型のタウンウォッチング、さらにはパブリックコメントによる意見聴取等を実施し、このたび、基本構想をとりまとめたものであります。

なお、このタウンウォッチングでは、私自身も車椅子歩行を体験し、改めてその移動の大変さを実感するとともに、バリアフリー化の重要性を再認識した次第です。

この基本構想では、「人 生き活き 安全・安心 バリアフリーのまち 川口」という基本目標を掲げ、バリアフリー整備を先行して行う重点整備地区を定めるとともに、各重点整備地区における道路、公園、建築物等の面的な広がりを考慮した整備方針等を盛り込んでいるところであります。具体的には、JR 川口駅、西川口駅及び東川口駅周辺地域等における各種施設のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者、障害者の皆さんの視点に立った利用施設の情報提供や案内看板整備、バリアフリー教育といったソフト対策にも触れ、各種事業を計画的に推進していく内容としております。

今後は、この基本構想に基づき、様々な障壁解消の具体策を講じるとともに、障害のあるなしにかかわらず、誰もが住みやすいと感じる、人にやさしいまち、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指して、バリアフリー社会の構築に取り組んで参りたいと存じます。

第8点は緑化の推進についてであります。

はじめに屋上緑化について申し上げます。

本市における緑を取り巻く状況は、市域の概ね4分の1が樹林地や畑地など緑が残されている一方で、4分の3は、緑のない建物や道路などに占められており、

こうした土地を活用し緑化を図ることは緑のまちづくりを進める上で極めて重要であります。都市化が進んでいる本市において、建物の屋上を利用し緑を増やすことは有効な緑化手法の一つであり、また、近年は、市内において、先進的な屋上緑化技術の開発も行われ、都市特有の環境問題として深刻化するヒートアイランド現象を緩和する効果も期待されているところであります。

こうしたことから、本市では、本年4月より屋上緑化奨励補助金の限度額を10万円から40万円に引き上げるとともに、補助対象者につきましても建物の所有者のほか、新たに建築主を加えることにより、新築マンション等もこの制度の活用を可能とし、さらなる屋上緑化の普及拡大を図ることといたしました。

次に、ボランティア団体による「万葉植物苑」の取り組みについて申し上げます。

本市では、郊外に残された貴重な緑地を保全すべく、これまでも保全緑地等の公有地化に努めて参りましたが、市の天然記念物である「一輪草」の自生地となっている「安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地」もその一つであります。

こうした中、この保全緑地を管理・保護する地元のボランティア団体「安行みどりのまちづくり協議会」の皆さんの手により、昨年公有地化を行った土地を活用し、緑地の整備がなされ、「万葉植物苑」として、本年4月に開園をいたしました。この植物苑は、多彩な植物を容易に入手できる「植木の里・安行」の強みを活かして、万葉集に詠まれている約160種の植物のうち、約120種が一堂に集められており、四季を通じて、誰もが身近に楽しむことのできる本市の新たな名所となるものであります。私は、ボランティア団体の皆さんのこうした豊かな発想と力強い活動に、心から敬意を表するものであります。

本市といたしましても、市民の皆さんの自発的な取り組みと十分な連携を図り

ながら、屋上緑化や緑地の計画的な保全を通じ、さらなる緑化の推進に努めて参りたいと存じます。

さて、今回提案いたしました議案は、予算議案1件、条例等の一般議案21件、報告事項6件であります。

予算議案につきましては、一般会計において母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査等の事業に係る3億4,697万6千円の補正をお願いするものであります。

次に、一般議案であります。川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例などの条例議案10件、契約議案3件、市道路線の認定・廃止議案5件、人事議案3件であります。

それぞれの議案内容につきましては、この後副市長からご説明を申し上げますので、慎重にご審議を賜わり、何卒、ご可決下さいますようお願いを申し上げる次第であります。